

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

令和5年7月11日

県南広域振興局長 小 島 純

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 株式会社トキワ
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 カルチャーパークあてるい・A 奥州市水沢佐倉河字東沖ノ目108番地1ほか
- (3) 変更しようとする事項
 - ア 駐車場の位置
 - イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- (4) 変更する年月日
 - ア 令和6年2月24日
 - イ 令和5年6月30日
- (5) 変更の理由 敷地内に飲食店舗を建築するため

2 届出年月日 令和5年6月23日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び奥州市役所